

平成18年第3回安城市議会定例会請願文書表

平成18年9月1日

番 号	請 願 第 3 号	受理年月日	平成18年8月4日
件 名	教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書の採択を求める請願		
提 出 者	憲法と教育基本法の理念を実現する愛知の会 共同代表 2名		
紹介議員	和田 米 吉、宮川 金 彦		
付託委員会	市民文教常任委員会		
要 旨	<p>請 願 の 趣 旨</p> <p>日頃は、教育の充実と振興のために、ご努力されていることに敬意を表します。さて、先頃閉会となった第164回国会に政府は「教育基本法案」を、民主党は「日本国教育基本法案」を提出しました。1947年に教育基本法が制定されてから初めての「改正案」の提出です。両法案は国会の会期切れのために継続審議扱いとなり、秋の臨時国会で再度、審議にかけられる予定です。</p> <p>教育基本法は、民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献するという憲法の理念に沿い、前文で「この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」として教育の重要性を訴えています。そして戦前の教育の反省に立ち、第1条において教育の目的を「人格の完成」とし、国家が特定の間人像を押しつけることを排除しています。平和や真理、正義などの理念や原則は、教育や人権に関する国際的な合意事項の精神にも合致するものです。その理念は多くの国民の支持を得て、教育行政は、その理念を実現すべき努力を積み重ねてきました。</p> <p>しかし、教育改革国民会議の報告、2003年3月の中央教育審議会の答申などで教育基本法の見直しが提起され、与党のなかで協議が進められ、第164回国会に政府の改正案が提出されることになりました。</p> <p>政府案は、「個人の尊厳」を重視する現行法に対して、「正義」「公共の精神」を「個人の尊厳」と等しく扱い、「個人の尊厳」の意義を相対化させています。また「教育の目標」の条文を設け、具体的な教育目標を明示し、各地方、各学校の自主性を制約しようとしています。「国を愛する態度を養うこと」という「愛国心」教育も法制化しようとしています。教育行政に関しては教育の「直接責任性」を削除しています。教育振興基本計画の策定にあたってはまず国が基本方針を定め、地方はそれに基づいて計画を定めることとされています。教育行政の地方自治の面からも問題が生じそうです。</p> <p>第164回国会では教育基本法に関する特別委員会で約50時間論議されましたが、明確な改正理由等は明らかになりませんでした。法案の逐条審議も行なわれず、極めて不十分な論戦でした。</p> <p>国会で教育基本法の改正問題を扱う場合は、教育の本質論、教育の現場の実態から議論を開始する必要があります。また同時に、教育基本法の理念がどれだけ普及し、どれだけ実現しているのかといった点検作業をすることが不可欠です。十分な点検、検討、論議を欠いたまま教育基本法を改正すれば教育及び教育行政の現場に混乱が巻き起こることは必至です。</p> <p>国会においては教育基本法改正案について慎重に扱われ、政府においてはいまだ実現されていない教育基本法の理念の実現に向けて最大限努力されるよう要望することが住民、地方自治団体の利益にかなうことになると思います。</p> <p>貴議会におかれては、上記の事項について充分にご審議をいただき、よろしくお取り計らいのうえ、意見書として採択していただくようお願い申し上げます。</p> <p>請 願 事 項</p> <p>一、地方自治法99条の規定により、国（内閣総理大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長）に対する「教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書」を採択されるよう請願します。</p>		

番 号	陳 情 第 1 号	受理年月日	平成18年8月7日
件 名	市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情		
付託委員会	市民文教常任委員会		
要 旨	<p style="text-align: center;">陳 情 の 趣 旨</p> <p>貴議会におかれましては、日頃から私学教育の振興に一方ならぬご理解とご協力をいただき、心から深く感謝致しております。とりわけ、私立高校生に対する授業料助成につきましては、格別のご配慮をいただきまして厚くお礼申し上げます。</p> <p>今、急速に広がっている「格差社会」の問題が大きな社会問題となり、その影響が教育を直撃しています。文部科学省の調査では、全国の小中学校で教育扶助・就学援助を受けている児童・生徒の割合は12.8%と、この10年で2倍以上になり、愛知県でも小中学生の9%、5万5千人にのぼっています。こうした中で、教育基本法でうたわれる「教育の機会均等」が崩れ、「不平等」が広がっていますが、その最たるものは、公立と私学間にある学費負担の「格差」です。初年度納付金では、公私の格差は5.2倍となり、特に、平成11年に県が財政難を理由に「15%カット」し、今なお回復されていないために、学費と教育条件の公私格差が再び広がっています。</p> <p>「私学助成」は「教育の公平」「教育の機会均等」を実現するための、なくてはならない「教育費」です。「公私格差」を抜本的に是正する新たな私学助成制度を実現するとともに、県と市町村の「授業料直接助成」を拡充し、父母負担のいっそうの軽減をはかることが求められています。市町村による直接助成（高校生対象）は、1973年に初めて名古屋市と津島市で実施されて以来、現在では、県内のすべての市町村で制度化されています。この市町村における「直接助成」は、「教育の機会均等」の実質化に直接つながる制度として全国から注目されており、愛知の誇る教育制度のひとつとなっています。特に支給対象者を「私学へ通う全家庭」とした助成制度を設けている市町村は、今年度38市町村にまで広がりました。この市町村独自の私学助成は、私学へ子供を通わせる家庭にとって一筋の光明でもあります。生徒減少期の今こそ、その灯を消すことなく高校生1人当たりにかかる公教育費の増額と制度の拡充が可能であり、そのための市町村による温かい措置が求められています。</p> <p>貴議会におかれましても、我が国の高校教育を公私協力して充実させ、地域住民である私立高校生の父母たちが高学費で苦しむことを少しでも緩和するために、私学助成の拡充に向けご尽力いただければ幸いです。</p> <p>つきましては、下記の項目について格別の配慮を賜りますよう切にお願い申し上げます。</p>		
	<p style="text-align: center;">陳 情 事 項</p> <p>一、現行の市町村独自の授業料助成を拡充してください。</p>		